

広報とやま 令和6年(2024年)7月5日号掲載

くらしの情報あれこれ



●SMSやメールでのフィッシング詐欺に注意しましょう

[相談例]

- 宅配業者名でSMS（携帯電話番号宛でのメッセージ）が届いた。ちょうど通販サイトから荷物が届く予定だったので、SMSに書かれていたURLを開いて、通販サイトのIDやパスワードなどを入力した。その後、通販サイトで11万円分もの注文をされていたことが分かった。
- 「ETCカードを更新するように」というメールが頻繁に届くようになった。所有しているETCカードの手続きが必要なのかと思い、メールに記載されたURLを開いてメールアドレスやクレジットカード番号などを入力した。その後、不安になってカード会社に連絡をすると覚えのない決済があり、1万2千円が使用されていた。

[アドバイス]

- 実在する組織をかたるSMSやメールを送信し、IDやパスワード、個人情報などを詐取した上、クレジットカードなどを不正利用するフィッシング詐欺に関する相談が多く寄せられています。
- 記載されているURLにはアクセスせず、正規のサイトや正規のアプリからアクセスするようにしましょう。
- フィッシングサイトに個人の情報を入力してしまうと、不正に利用される恐れがあります。絶対に入力してはいけません。情報を入力してしまったら、IDやパスワードなどをすぐに変更し、クレジットカード会社や金融機関などに連絡しましょう。
- IDやパスワードの使い回しを避けることで被害の拡大を防ぐことができます。

相談受付時間 (月)～(金) 10:00～17:30 (電話相談は9:00～17:30)

※(祝)、年末年始およびCiC休館日は除く。

お問い合わせ 消費生活センター 電話:076-443-2047